

簡易専用水道の設置者の皆様へ

簡易専用水道とは？

水道局からの水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）の水道のうち、受水槽の有効容量*が10立方メートルを超えるものをいいます。

ただし、水道法第3条第7項に規定される「専用水道」は除外されます。

※ 有効容量とは、「上端はボールタップ等により設定された位置から、下端は揚水管管端部まで水槽において適正に利用できる容量」をいいます。

大阪府では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、「簡易専用水道管理運営指導要綱」を定めています。この要綱で簡易専用水道の設置者等が遵守しなければならない事項は次のとおりです。

届出事項（◆給水開始届◆届出事項変更届◆休・廃止届）

次の事項について大阪府の所轄保健所に届出して下さい。

○簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、速やかに「簡易専用水道給水開始届」を大阪府の所轄保健所に提出して下さい。すでに給水をしている場合でも、届出がなされていないときは、同様に提出して下さい。

○簡易専用水道の設置者や施設等を変更し、または施設等を休止もしくは廃止したときにも届出が必要です。

報告事項（◆事故報告書）

次の事項について所轄保健所に報告して下さい。

○水質の異常により、水質検査を実施した場合にはその水質検査結果を報告して下さい。

○汚染事故等により、給水停止を行った場合はその旨を報告して下さい。

○その他、水道に関する事故が発生した場合はその旨を報告して下さい。

管理基準

簡易専用水道の設置者はその水道の利用者が安心して利用できる水を供給するため、次の管理基準に従って管理しなければなりません。（水道法第34条の2第1項）

<水槽の清掃> 受水槽、高置水槽等の清掃を毎年1回以上（※）定期的に行ってください。

<施設の点検> 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚染等による水の汚染防止措置を講じて下さい。

<水質の検査> 蛇口等から出る水の色、濁り、におい、味に異常を認めたとときには、必要な項目に関する水質検査を行ってください。

<給水停止等> 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を周知し、保健所や市町村水道部局に通報して下さい。

登録検査機関による定期検査（いわゆる「法定検査」）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣登録検査機関に依頼して、毎年1回以上（※）、定期検査（施設の外観検査、給水栓における水質検査、書類検査等）を受けなければなりません。検査機関等については大阪府の所轄保健所にお問い合わせ下さい。

（※「毎年1回以上」とは、貯水槽の清掃や定期検査について、実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。（令和元年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知））